

第 2 期

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

(2014年7月28日)

急速に進む少子化を受け、2005年4月1日から「次世代育成支援対策推進法」が全面施行されました。この法律では、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、一定規模以上の企業においては、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し、実施することとされています。(2012年7月30日に改正)

弊社では当社社員が仕事と私生活を両立することができ、社員全員が働きやすい環境にすることで全ての社員が能力を十分に発揮出来るよう、次の行動計画を策定しました。

計画期間

2017年8月11日 ~ 2021年3月31日

行動計画と目標、
具体的施策

次世代育成支援対策推進法に則り、以下の行動計画及び目標を策定する。

1.

子育てを行なう社員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
社員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

対策

2017年～ 育児・介護休業法の規定を上回る諸規程の整備を実施する

2.

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
総労働時間の短縮促進（時間外労働削減、有給休暇取得促進など）

対策

2017年～ ノー残業デーを周知するとともに、当該日の定時退社や残業時間の短縮を
提案推奨等、継続的な社内発信を行う

3.

上記1、2以外の次世代育成支援対策に関する事項
若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ
又は職業訓練の推進

対策

2017年～ 高校生を対象としたインターンシップを実施する